

政令番号118 cis-1,2-ジクロロエチレン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成18年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農業	農業用以外殺虫剤	その他	
1	北海道	6.1E-2							0.1
2	青森県	3.0E-3							0.0
3	岩手県								
4	宮城県	4.4E-2							0.0
5	秋田県	7.7E-3							0.0
6	山形県	1.8E-2							0.0
7	福島県	3.2E-3							0.0
8	茨城県	6.7E-3							0.0
9	栃木県	1.3E-2							0.0
10	群馬県	3.4E-3							0.0
11	埼玉県	3.7E-2							0.0
12	千葉県	7.1E-3							0.0
13	東京都	6.3E-3							0.0
14	神奈川県	3.9E-2							0.0
15	新潟県	1.4E-2							0.0
16	富山県	1.7E-2							0.0
17	石川県	4.4E-3							0.0
18	福井県	4.2E-3							0.0
19	山梨県	4.0E-3							0.0
20	長野県								
21	岐阜県	8.5E-3							0.0
22	静岡県	7.0E-3							0.0
23	愛知県	4.2E-2							0.0
24	三重県	4.9E-3							0.0
25	滋賀県	8.9E-3							0.0
26	京都府								
27	大阪府	3.6E-2							0.0
28	兵庫県	2.9E-2							0.0
29	奈良県	1.6E-3							0.0
30	和歌山県	3.7E-3							0.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県	4.9E-3							0.0
35	山口県	6.9E-3							0.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県	5.7E-3							0.0
40	福岡県	1.0E-1							0.1
41	佐賀県	3.8E-3							0.0
42	長崎県	4.5E-3							0.0
43	熊本県	2.2E-2							0.0
44	大分県	1.3E-2							0.0
45	宮崎県	4.4E-3							0.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
	全国	6.0E-1							0.6